

<相続手続きに必要なもの>

遺言書がない場合、まず下記書類を準備して頂き
その書類に基づいて、司法書士が書類を作成します。
相続関係により別の書類が必要となる場合もあります。

死亡した方の

- ①「生まれて死ぬまでの戸籍」
- ②住民票の除票または戸籍の附票

死亡した方がもっている不動産の
所有していた不動産を調べる為の

- ③評価証明書（相続物件）
- ④本人の不動産名寄帳（税務課）

相続人全員

- ①住民票
- ②戸籍謄本
- ③印鑑証明書

法定相続人の対象者の優先順位

第一順位の相続人	被相続人に子がある場合には、子と配偶者が相続人となります。ただし、子が被相続人より先に亡くなっている場合等は、直系卑属（孫・ひ孫等）が相続人
第二順位の相続人	被相続人に子およびその直系卑属がない場合等は、直系尊属（父母・祖父母等）と配偶者が相続人
第三順位の相続人	被相続人に子およびその直系卑属がなく、直系尊属も死亡している場合等は、兄弟姉妹と配偶者が相続人となります。ただし、兄弟姉妹が被相続人より先に亡くなっている場合等は、その者の子（甥・姪）が相続人

相続人が亡くなっている場合はその子も、上記と同じものがが必要です。



すべての書類が整ってから、遺産分割協議書を作成し
関係者全員が実印にて、遺産分割協議書に署名、捺印が必要となります。